

令和4年度

自衛隊員の倫理の保持に関する状況及び
倫理の保持に関して講じた施策に関する報告

令和5年10月

自衛隊員倫理法（平成11年法律第130号）第4条の規定に基づき、自衛隊員の職務に係る倫理の保持に関する状況及び自衛隊員の職務に係る倫理の保持に関して講じた施策について、国会に報告するものである。

目 次

1 各種報告書の提出件数

- (1) 贈与等報告書の提出件数
- (2) 株取引等報告書の提出件数
- (3) 所得等報告書の提出件数

2 倫理監督官への届出等の状況

- (1) 倫理監督官への届出件数
- (2) 倫理監督官の承認の状況

3 懲戒処分等の状況

- (1) 自衛隊員倫理法令違反による処分等の状況
- (2) 懲戒処分の概要の公表の状況

4 自衛隊員倫理法等の適正な運用の確保及び倫理感のかん養・保持等のための施策

- (1) 自衛隊員倫理審査会が行った施策
- (2) 防衛省全体として行った施策
- (3) 部内の各機関が行った施策

1 各種報告書の提出件数

自衛隊員倫理法（平成11年法律第130号。以下「倫理法」という。）は、国民の疑惑や不信を招く行為の防止を図る観点から、隊員（倫理法第2条第1項に規定する自衛隊員をいう。以下同じ。）に贈与等、株取引等及び所得等について報告することを義務付けている。

（1）贈与等報告書の提出件数

倫理法第6条第1項では、部員級以上の隊員（倫理法第2条第2項各号に掲げる隊員をいう。）は、事業者等から贈与等を受けたとき等は、四半期ごとに、贈与等報告書を防衛大臣（防衛装備庁の職員である隊員（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第30条の2第1項第6号に規定する幹部隊員及び自衛官を除く。以下単に「防衛装備庁の職員である隊員」という。）にあつては、防衛装備庁長官）に提出しなければならないとされている。倫理法第6条第3項の規定に基づき、その写しは自衛隊員倫理審査会（以下「倫理審査会」という。）に送付され、当該報告書については、倫理法第11条の規定に基づき、倫理審査会が審査を行っている。また、倫理法第9条第2項の規定に基づき、贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額が1件につき2万円を超える部分については、閲覧を請求することができる。

令和4年度分の贈与等報告書の提出総数は、1,847件であった。これらのうち、本省審議官級以上の隊員（倫理法第2条第3項各号に掲げる隊員をいう。以下同じ。）に係る報告書の件数は186件、また、閲覧を請求することができる報告書の件数は1,162件である。

贈与等報告書の提出総数1,847件の内訳を見ると、金銭、物品等の供与関係が365件（提出総数に占める割合19.8%）、飲食の提供等関係が77件（同4.2%）、報酬関係が1,405件（同76.0%）となっている。本省審議官級以上の隊員に係る報告書については、金銭、物品等の供与関係が128件（本省審議官級以上の隊員に係る報告書の件数に占める割合68.8%）、飲食の提供等関係が20件（同10.8%）、報酬関係が38件（同20.4%）となっている。

（2）株取引等報告書の提出件数

倫理法第7条第1項では、本省審議官級以上の隊員は、前年において行った株券等の取得又は譲渡について、毎年、株取引等報告書を防衛大臣（防衛装備庁の職員である隊員にあつては、防衛装備庁長官）に提出しなければならないとされており、同条第3項の規定に基づき、その写しは倫理審査会に送付され、当該報告書については、倫理法第11条の規定に基づき、倫理審査会が審査を行っている。

令和4年分の株取引等報告書の提出件数は11件であった。

（3）所得等報告書の提出件数

倫理法第8条第1項では、前年1年間を通じて本省審議官級以上の隊員であった者は、毎年、所得等報告書を防衛大臣（防衛装備庁の職員である隊員にあつては、防衛装備庁長官）に提出しなければならないとされており、同条第4項の規定に基づき、その写しは倫理審査会に送付され、当該報告書については、倫理法第11条の規定に基づき、倫理審査

会が審査を行っている。

令和4年分の所得等報告書は、対象者全員から提出され、その件数は129件であった。

2 倫理監督官への届出等の状況

(1) 倫理監督官への届出件数

自衛隊員倫理規程（平成12年政令第173号。以下「倫理規程」という。）第8条では、隊員が自己の飲食に要する費用について利害関係者の負担によらないで利害関係者と共に飲食をする場合において、自己の飲食に要する費用が1万円を超えるときは、あらかじめ、倫理監督官に届け出なければならないとされている。

令和4年度における倫理監督官への届出は5件であった。

(2) 倫理監督官の承認の状況

倫理規程第9条第1項では、隊員が利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて講演等を行おうとする場合は、あらかじめ倫理監督官の承認を得なければならないとされている。

令和4年度における承認申請件数は529件であり、これらは全て承認された。

3 懲戒処分等の状況

(1) 自衛隊員倫理法令違反による処分等の状況

防衛大臣及び防衛装備庁長官は、自衛隊法第46条第1項第3号の規定に基づき、隊員が倫理法又は倫理法に基づく命令に違反する行為（以下「倫理法違反行為」という。）を行った場合には、当該隊員に対し、懲戒処分をすることができる。

令和4年度中に倫理法違反行為に対して懲戒処分が行われた事案は1件（戒告1名）であった。

事案の概要は、以下のとおりであった。

(事 案)

利害関係者に該当しない事業者等から、社会通念上相当と認められる程度を超える財産上の利益供与を受けたこと、また、事業者等から財産上の利益供与を受けたにもかかわらず、贈与等報告書を提出しなかった隊員1名について、戒告の処分を行った。

また、令和4年度中に、倫理法違反行為に対して訓戒等の措置が講じられた事案は、1件（訓戒2名）であった。

(2) 懲戒処分の概要の公表の状況

倫理法第12条第3項、第18条第1項及び第23条では、防衛大臣及び防衛装備庁長官は、自ら行った懲戒処分につき隊員の職務に係る倫理の保持を図るため特に必要があると認めるときは、倫理審査会の意見を聴いて、その概要を公表することができる」とされている。

令和4年度中に倫理法違反行為に対して懲戒処分が行われた事案については、懲戒処分の公表基準に基づいて、概要を公表した。

4 自衛隊員倫理法等の適正な運用の確保及び倫理感のかん養・保持等のための施策

(1) 自衛隊員倫理審査会が行った施策

倫理審査会は、倫理法の規定により提出された贈与等報告書、株取引等報告書及び所得等報告書について審査を行ったほか、自衛隊員等倫理月間（令和5年1月の1箇月間）で使用した教育資料等に関する指導・助言を行った。

(2) 防衛省全体として行った施策

① 隊員の倫理に関する意識を高めるため、平成17年度から毎年実施している自衛隊員等倫理週間について、令和2年度に複数の隊員が倫理法違反行為で処分される事案が発生したことを踏まえ、令和2年度及び令和3年度は、12月の1箇月間を自衛隊員等倫理月間とした。令和4年度においても隊員の倫理法違反行為があったことから、1月の1箇月間を自衛隊員等倫理月間とし、当該期間中に次に掲げる施策を実施した。

ア 倫理監督官である事務次官から隊員に向けて倫理の保持に関する通達を発出した。

イ 部外講師による講演（演題「自衛隊員として、「倫理」を考える～元自衛隊員&弁護士の視点から～」）を撮影した講演DVDを作成し、各機関に配布したほか、講演DVDを防衛省のイントラネット等に掲載した。

ウ 全ての隊員を対象に防衛省が独自に作成した教育資料等により倫理に関する教育を行うとともに、教育時等において、管理・監督の地位にある者から自らの倫理観を部下隊員に教示した。

エ 「自衛隊員等倫理月間に当たって」という内容で倫理審査会会長からのメッセージや倫理法及び倫理規程の概要を掲載した啓発用パンフレットを作成し、隊員に配布した。

オ 事業者等向けeラーニングを作成し、防衛省のホームページに掲載するとともに、そのQRコードを記載した「自衛隊員の倫理保持のためのルール」という内容の部外用パンフレットを作成し、契約担当部署等を通じ、事業者等に配布した。

② 令和4年度に行われた次に掲げる研修において、隊員の倫理感のかん養・保持等のためのカリキュラムの充実を図った。

ア 防衛省合同初任研修（修了者数710名）

イ 令和4年度（第1回）内局研修（係員級）（同39名）

ウ 令和4年度（第1回）内局研修（係長級）（同38名）

(3) 部内の各機関が行った施策

部内の各機関において講じられた施策としては、次のものがある。

① 服務担当者会議、課長会議等の各種会議において、倫理法の周知徹底等の指示・指導を行った。

② 研修における倫理講座の設定、充実等を行った。

③ 日常業務において、また、文書回覧、課内連絡会議等により、管理・監督の地位にある隊員から部下隊員への指導を行った。

④ 管理・監督の地位にある隊員に対して、会議等における指示・指導を行った。